

## IT導入補助金を活用し、経理の負担を減らそう！★★

～消費税率引上げに向けた取り組み～

10月から消費税率が引き上げられますが、御社の対応は進んでいますか？

対応も何も、消費税が10%に上がるだけだから、計算式を変えるだけじゃないの？軽減税率の影響は飲食店や小売りだけだし、うちはそんなに影響ないと思うのだけど...

特に何もやっていない

①

軽減税率は売り手側だけではなく、買い手側にも影響が大きいにありますよ。  
例えば、お茶菓子や接待費用も含め、仕入れを経費処理しているのであれば、軽減税率の対象品目である旨を記載した区分記載請求書の保存が必要となります。

区分記載請求書を保存しなければ、仕入税額控除ができなくなるの!?それは大変！  
経理の人も分かっているのかしら？

区分記載請求書の保存は仕入税額控除の要件です

②

軽減税率や区分記載請求書の対応について、準備せずしておくといざ始まったときに対応できないばかりか、経理の業務負担増加につながってしまいます。  
場合によっては、経理が長時間労働となってしまう可能性もありますので、早め早めの対応が肝心です。  
今のうちに会計ソフトの見直しなどの準備を進め、消費税率の引上げに備えましょう！

早速、経理に相談してみます

前もって準備を終わらせておきましょう

③

経理と相談の上、軽減税率や区分記載請求書に対応した会計ソフトに変更しました。また、会計ソフトに高精度なOCR読み取り機能を追加することで、日々の紙伝票入力作業を効率化することも併せて実施しました。  
今のうちにできることをどんどん進めていき、10月の消費税率引上げや経理の負担軽減を進めていきたいと思います。

区分記載請求書の準備もほっちい！

これに備えよう

④

◇：課税売上に係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除して(差し引いて)計算すること。

### 取組事例紹介

※印部分：「AICHI WISH企業認定制度」  
「設備投資★★」に該当

業種：製造業 従業員数：60名

飲食物や新聞の販売はないが、接待等で飲食物の贈答品や社内用のお茶菓子を仕入れており、仕入税額控除の対応が見込まれ、それによる予想された経理の業務負担や日々の業務負担を軽減させるため、会計ソフトの抜本的な見直しを行った。

<経理の負担を軽減させるための最新式会計ソフトの導入※>  
○システム(帳簿)上で、軽減税率の対象品目である旨の記載ができ、税率ごとに合計した税込み対価の額の記載。  
○当該ソフトに人工知能を組み込んだOCR機能を備えさせる(通称：AIOCR)ことで、高精度な情報読み取りを可能とし紙伝票もデータでの保存が可能。



<軽減税率制度に関するお問合わせ先>  
(消費税軽減税率電話相談センター)  
0120-205-553【受付時間】9時～17時(土日祝除く)  
<IT導入補助金に関するお問合わせ先>  
(サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター)  
0570-666-131【受付時間】9時30分～17時30分(土日祝除く)

【軽減税率対応のための会計ソフト導入※費用に助成!】  
○IT導入補助金  
補助率最大 **50%**  
補助額：A類型 **40万円以上150万円未満**  
B類型 **150万円以上450万円以下**  
◆補助金にはA類型・B類型があり、補助額のほか、対象となるITツール区分等が異なります。  
詳しくは、左記IT導入支援事業コールセンターにお問合わせください。

- ・消費税率が引き上げられる前に軽減税率の対応を終えたことで、想定される現場の混乱を未然に防ぐことができた。
- ・仕入税額控除が受けられないという経費精算上のリスクがなくなった。
- ・AIOCRにより紙伝票からシステムに金額等を入力する手間がなくなり、経理担当者の作業効率・正確性向上に成功し、生産性も向上した。

御社の働き方改革を「働き方改革推進支援センター」は応援します！

詳しくは当センター特設サイトへアクセス ▶

愛知働き方改革推進支援センター

検索



QRコードでもアクセス可能です！

愛知働き方改革推進支援センター【平成31年度厚生労働省・愛知労働局委託事業】

相談窓口：名古屋千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階(タスクール内)

☎ 0120-552-754

※受付日時：月～金曜日(祝日等を除く)午前9時～午後5時

✉ aichi@task-work.com